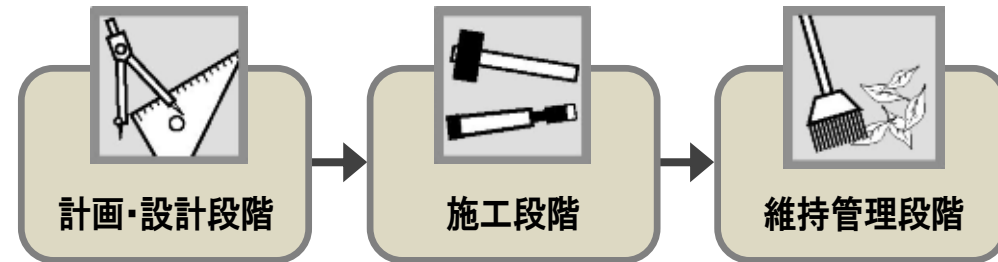


# 三保半島景観形成ガイドライン(道路編) [概要版 1/2]

## 1. ガイドライン(道路編)の構成

### (1) 段階別の取組み

ガイドラインは道路事業を3段階に分けて示します



### (2) 道路構成要素別の取組み

ガイドラインは道路の構成要素に分けて示します。

区分	構成要素
道路附属物等	A.防護柵 B.道路照明灯 C.道路標識・信号機 D.電柱・地上機器 E.その他
舗装	F.車道舗装 G.歩道舗装
樹木等	H.街路樹



### (3) 段階と構成要素の組合せ

段階	対象路線	道路構成要素
(1)計画・設計段階	三保駒越線 (三保街道)	道路附属物等 (防護柵、道路照明灯、道路標識・信号機、 電柱・地上機器、その他)
		舗装 樹木等
	羽衣海岸線	道路附属物等 舗装
(2)施工段階	5 路線共通	
(3)維持管理段階	5 路線共通	

## 2. 段階別の景観配慮内容

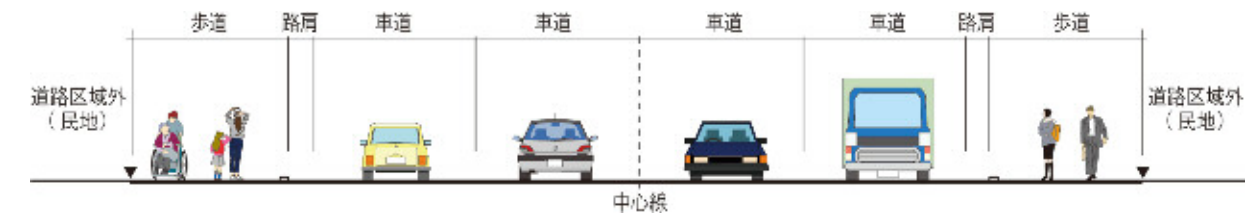
### (1) 計画・設計段階

#### 三保駒越線(三保街道)

##### ■景観形成の配慮方針

#### 世界文化遺産「富士山」への眺望を美しく引き立てる道路景観づくり

世界文化遺産「富士山」の雄大で美しい姿を道路附属物などにより遮ることなく、沿道のまち並み景観と一体となって一層引き立てる道路景観づくりを行っていきます。



##### ■景観形成の配慮内容(抜粋)

#### A. 道路附属物等<防護柵>

- A-4. 防護柵を車道側と歩道側の双方から見ても表裏を感じさせない、デザイン性に優れ、かつシンプルな形状のものとする。
- A-5. 防護柵の色彩は、目立たず比較的明るい色調のまち並み景観と調和するよう、グレーベージュとする。(グレーベージュとは10YR6.0/1.0程度[マンセル値]とする。)

#### B. 道路附属物等<道路照明灯>

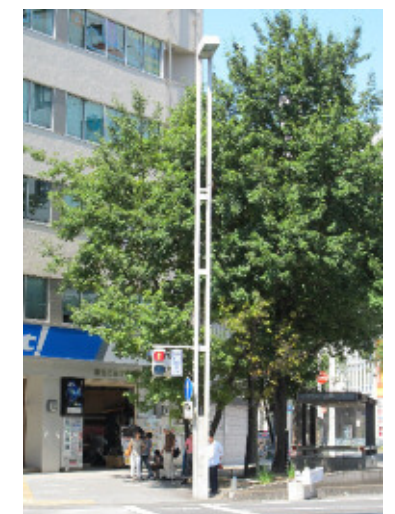
- B-1. 沿道のまち並み及び富士山への眺望の妨げにならないよう、設置本数を減らすための工夫を行う。
- B-3. 照明柱の形状には、シンプルかつ富士山への眺望阻害を最小限にする直線型を採用する。

#### C. 道路附属物等<道路標識・信号機>

- C-3. 道路標識の設置は必要最小限とする。
- C-8. 警戒・規制・指示標識及び案内標識の一部などは、道路照明柱や信号柱などと共架、統合化を進める。特に交差点部においては積極的に実施する。

#### G. 歩道舗装

- G-1. 歩行者、車いす及び自転車などの円滑な走行性を確保した上で、コンクリート平板などのブロック系舗装とする。
- G-3. ブロック系舗装材の敷設パターン(柄)は華美にならず、控えめな意匠となるよう、格子型や雁行型を基本とする。



B-3、C-8



G-1、3

## 2.段階別の景観配慮内容(つづき)

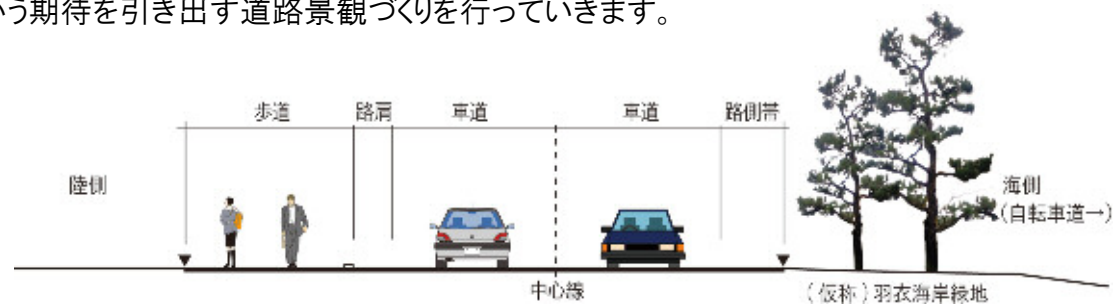
### (1)計画・設計段階(つづき)

#### 羽衣海岸線

##### ■景観形成の配慮方針

#### 駿河湾への眺望と三保松原の魅力を引き出す道路景観づくり

雄大で開放的な駿河湾への眺望を守り、世界文化遺産の構成資産である「三保松原」へ向かう期待を引き出す道路景観づくりを行っていきます。



##### ■景観形成の配慮内容(抜粋)

#### A.道路附属物等<防護柵>

A-3. 防護柵の支柱は等間隔にし、規則正しくすっきりとした景観を形成する。

A-5. 防護柵の色彩は、茶系色で統一している国道150号線や塚間羽衣線に接続する路線として、また松原との調和を配慮して、ダークブラウンとする。(ダークブラウンとは10YR2.0/1.0程度[マンセル値]とする。)

#### C.道路附属物等<道路標識・信号機>

C-4. 経路案内標識は、掲載内容を整理して必要最小限とし、盤面のサイズを可能な限り小さくする。

C-7. 道路標識の裏面は、支柱と同色を塗布する、あるいは同色の裏面板を設置する。

#### D.道路附属物等<電柱>

D-1. 道路横断架空線は設けない。

D-3. 電柱の色彩は、他の道路附属物との調和及び周囲の景観への融和を図るため、ダークブラウンとする。(ダークブラウンとは、10YR2.0/1.0程度[マンセル値]とする。)

#### E.道路附属物等<その他(バス停・電話ボックス等)>

E-2. バス待合所、公衆電話所などの道路占有物及びボラードなどの道路附属物は、それぞれの機能を満たした上で、自己主張せず、周囲の景観に馴染む、シンプルな形状とする。



### (2)施工段階

#### 5路線共通

##### ■景観形成の配慮内容(抜粋)

A-1. 計画等の意図を理解して一貫性を保つよう努める。

A-2. 建設資材の種類や方向を揃えたり、建設機器を整然と並べるなどしてすっきりとした現場の景観の形成に努める。

A-4. 現場及びその周囲では、砂埃や路面への泥はねの処理を含む清掃に努める。

A-5. 仮囲いなどの建設機材に対して、景観的な配慮を施すよう配慮する。

A-6. 将来の維持修繕を予め検討した上で、景観に配慮した材料を使用するよう努める。

A-7. 上下水道、消火栓、ガス等のマンホールの蓋は華やかな装飾を施さないよう努めるとともに、構造上可能な限り、周囲で用いている舗装材をマンホールの蓋に施し、一体的なデザインとする。



### (3)維持管理段階

#### 5路線共通

##### ■景観形成の配慮内容(抜粋)

A-1. 道路の破損などの異常を早期に発見し補修できるよう、道路パトロール(三保駒越線、神の道)による日常的回りを実施する。

A-2. 担当者が変わっても、適切な維持管理が引き継がれるよう、維持管理における景観形成上の基本的な考え方やスケジュールを作成する。

A-3. 素材や形態意匠を踏襲でき、維持管理がしやすいよう、照明灯などは既製品を基本とする

A-5. 塗装による修繕の際は、修繕箇所のみを塗装するのではなく、修繕箇所を含めた一定の区画など、区切りのよい範囲を対象として行い、修繕箇所が目立たないようにする。

A-6. 舗装の色彩は、維持管理上及び景観上の観点から、関係者間で仕様を協議・調整の上決定する。

